

岩見沢市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料、電気料金等の価格高騰に対応するため、将来に渡り施設が利用できるよう手数料の引き上げを行う。

第2 改正の内容

岩見沢市自転車等駐車場における放置自転車等の撤去、保管に要する手数料について従来の手数料から約120%に引き上げる。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第67号

岩見沢市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市自転車等の放置の防止に関する条例（平成20年条例第36号）の
一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「1,010円」を「1,210円」に改め、同項
第2号中「2,030円」を「2,430円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。